

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 22 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主蒸気配管スチームトラップ浸透探傷検査において、フロートに割れが認められたため、当該フロートを交換。	D	
2	2号機	制御棒駆動機構点検において、制御棒((座標:22-03)位置指示装置ケーブル側コネクタに変形が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
3	2号機	原子炉再循環流量制御系電動機・発電機セット(B)潤滑油ポンプ用電動機(No.2)点検において、反負荷側軸受けケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	低圧復水ポンプ(A)電動機冷却水配管保温材に不良箇所(部分的に劣化)が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
5	2号機	制御棒駆動水圧系制御ユニットの浸透探傷検査において、2本の制御棒(34-55、42-55)のベント弁(F101、F102)弁体プラグ部に線状指示模様が認められたため、調査及び対応検討。	D	
6	2号機	主復水器細管連続洗浄装置ボール循環ポンプ(C)吐出弁の弁箱及び弁単管フランジ面ライニングに剥離が認められたため、当該弁を交換。	D	
7	2号機	主復水器細管連続洗浄装置ボール循環ポンプ(F)吐出弁、ボール回収器(D)出口弁の弁本体及び弁単管フランジ面ライニングに剥離が認められたため、当該各出口弁を交換。	D	
8	2号機	主復水器細管連続洗浄装置ボール循環ポンプ(C、F)吸込弁、(D)吐出弁、ボール回収器(C、F)出口弁の弁箱内及び弁単管内ライニングに剥離による腐食が認められたため、当該弁を交換。	D	
9	2号機	原子炉圧力容器内ジェットポンプ点検において、2台(JP-9、19)のジェットポンプヒームボルト廻り止め溶接部の一部に未溶着箇所が認められたため、対応検討。	C	
10	2号機	主発電機固定子巻線水冷却系固定子冷却水ポンプ(B)点検において、吸込側羽根の付け根部に浸食が認められたため、対応検討。	D	
11	2号機	高圧復水ポンプ(A)再循環調節弁駆動部において、駆動用空気の漏えいが認められたため、対応検討。	D	
12	2号機	燃料取替機主ホイストにおいて、燃料集合体を吊り上げたところ、同機上主ホイスト荷重計に指示値不良(通常約260kgが35kgを指示)が認められたため、当該荷重計を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	2号機	タービン建屋復水器室内天井コンクリート(復水系配管サポートの埋込金物周辺)の一部に剥離が認められたため、当該剥離部を補修。	D	
14	2号機	主蒸気系配管の油圧防振器点検において、ピストンロッド(9台)に摺動痕が認められたため、当該ピストンロッドを補修。	D	
15	2号機	第6給水加熱器水位発信器計器入口弁点検において、弁棒に傷が認められたため、対応検討。	D	
16	2号機	ドライウェル/サプレッションチェンバ圧力計発信器の模擬入力試験において、同圧力記録計に指示値不良(指示が追従しない)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
17	2号機	主発電機励磁機回転子点検において、コレクタリング摺動面摩耗量値に基準値外れが認められたため、対応検討。	D	
18	3号機	タービン潤滑油系「タービン主油タンク入口流量低」警報が発生し、流量計を確認したところ、警報設定値(100リットル/分)に達していないことが認められたため、当該計器を点検。	D	
19	3号機	残留熱除去機器冷却系において、調圧タンク(A)の圧力、水位に低下が確認されたため、調査を行ったところ、燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)の残留熱除去機器冷却系入口弁及び出口弁にシートリークが考えられるため、当該弁を点検。	D	
20	4号機	炉心性能計算機異常の表示が発生し、調査したところ、プロセス計算機間との相互診断信号(1分毎)の切断により発生したものと考えられるため、当該炉心性能計算機を点検及び修理。(定時のプリンタ打ち出しは正常に出来るため運転に支障なし)	D	
21	4号機	計装用圧縮空気系圧縮機の定例切替において、圧縮機(B)の運転切替設定点(ロード/アンロード)用圧力スイッチの動作不良(アンロード運転から直ぐロード運転になる)が認められたため、当該圧力スイッチを点検。	D	
22	補助ボイラ	補助ボイラ(A)運転中において、ボイラ頂部ベント弁にシートリーク(微少)が認められたため、当該弁を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353